平成２９年（フ）第１１号
秋田県大館市軽井沢字下岱20番地20、前住所秋田県北秋田市栄字中綱117番地９、借入時の住所埼玉県八潮市大字木曽根1086番地第一号棟
債務者　鈴木　正義
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１６号
秋田県大館市釈迦内字台野道上９番地２、６－13号
債務者　渡邊美智子
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１４号
福島県白河市旭町１丁目63番地　佐藤アパート１号室
債務者　原　　綾子
１　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
山梨県韮崎市大草町上條東割1270番地４　メゾンラメール105
債務者　小澤　弘子
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
三重県津市渋見町300番地18
債務者　立川　和幸
１　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７３号
三重県四日市市中部12番６号　シティライフ四日市７Ｅ、前住所三重県四日市市堀木１丁目６番12号　第２セントラルビル402（前々住所）岐阜市若宮町３丁目４番地　安田ビル３ＦＢ号室
債務者　千川　哲史
１　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
三重県四日市市平尾町100番地
債務者　樋尾都志江
１　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
三重県四日市市松原町５番25号　サニーハイツ松原公園Ｂ棟３Ａ
債務者　川畑　理惠
１　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
三重県員弁郡東員町穴太2400　東員病院、住民票上の住所三重県四日市市三重九丁目２番地１　38―101
債務者　森　　四郎
１　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
京都府八幡市八幡山柴39番地の１　シャルマンアシダ203号
債務者　菱田　福男
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５８７号
京都市伏見区久我森の宮町14番地13　レオパルド108号
債務者　泉　めぐみ
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目14番地の１東園田団地５棟303号
債務者　植田まどか
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１０号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目２番40号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町２丁目23番１－208号
債務者　河村　雅夫
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１８号
兵庫県尼崎市浜３丁目５番22号　宮城アパート２、前住所兵庫県尼崎市田能２丁目６番29号　グランツオーベル３　102号
債務者　田中　康稔
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２５号
奈良県天理市別所町545番地　網走詰所
債務者　三谷　和正
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１５７号
奈良市法蓮町234番地の１　新大宮シティーパル333号
債務者　直地　幸子
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
奈良地方裁判所